



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4405 号 2018.5.28 発行

障害者が接客「憩いの場に」 平鹿地域局内にカフェ開店



秋田魁新報 2018年5月27日
ボリュームピザと健康スムージー

秋田県横手市平鹿町の平鹿地域局の談話スペースに「一福カフェ」がオープンした。障害者と雇用契約を結び、一般就労に向けた訓練を行う同町の就労継続支援A型事業所「イノベイト横手事業所」（本社札幌市、山崎亜紀子代表）が経営。店頭では障害のあるスタッフが意欲的に働いており、こだわりのドリンクや軽食を販売している。



同地域局は昨秋、現在地に移転新築した。正面玄関を入って右側に談話スペースがある。障害者の支援事業者を対象に、備え付けのキッチンで飲食営業を行う事業者を市が公募。イノベイトが応じた。

店頭に立つ柴田さやかさん（38）は「丁寧な言葉遣いと笑顔で接客したい」、中田豊信さん（44）は「世代を問わず人が集まる憩いの場にしたい」と話した。

文化財の住宅、障害者働く飲食店に 京都・長岡京 京都新聞 2018年5月27日



「なかの邸」開店を前に、公開された国登録有形文化財「中野家住宅」。趣深い空間で夜の飲食を楽しめるようになる（長岡京市調子1丁目）
障害者支援に取り組む一般社団法人「暮らしランプ」（向日市）などはこのほど、京都府長岡京市調子1丁目の国登録有形文化財「中野家住宅」で11月、飲食店「なかの邸」を始めると発表した。店スタッフの障害者へ就労支援施設の平均を大幅に上回る工賃を支払うとし、おばんざいや酒の提供で観光の拠点化を目指す。

江戸末期創建の主屋約190平方メートルのうち、座敷と縁側計約60平方メートルを客間に使う。営業は夜間を予定。地元産野菜を使ったおばんざいや府北部の海産物を用いた茶漬けなどを味わえる。長時間滞在してもらうため、竹箸やコケ玉を作るワークショップも催す。

就労継続支援B型の施設として同法人が運営。計画では、夜間営業による高収益を見込み、現場で働く障害者10人へ同型施設の平均月額工賃の約2倍に相当する3万円を支払う。将来的に時給単価で最低賃金の水準を目指す、という。

中野家住宅は長岡京市の所有。法人側で建物や庭を維持管理し、賃料を同市へ支払う。運営には日本財団が約2400万円を助成する。同法人の森口誠代表理事（34）は「障

害者の新たな働き方を提示し、フラットな視点で選ばれる店づくりを目指す」と話した。

ヘイト抑止 理念法の限界 対策法施行2年

東京新聞 2018年5月27日



2013年 東京・新大久保や大阪・鶴橋でヘイトスピーチデモが激化

14年 京都の朝鮮学校前での街宣活動を「人種差別」と認定した判決が最高裁で確定

16年 大阪市で全国初のヘイトスピーチ抑止条例が成立

6月 ヘイトスピーチ対策法が施行
川崎市で予定されていたデモが抗議行動に阻まれ、警察の説得で中止

17年 大阪市がヘイトスピーチと認定した動画の内容や投稿者のアカウント名を公表

18年 川崎市が公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインを施行

外国人への差別的言動の解消を図るヘイトスピーチ対策法は、来月三日に施行から二年を迎える。国は施行当初こそ啓発活動に力を入れたものの、ここ一年の動きは鈍い。公的施設の利用制限などをする自治体もあるが、排外主義的なデモは止まらず、インターネット上の差別扇動も野放し状態だ。罰則のない理念法の限界があらわになっている。（佐藤圭）

■狙い撃ち

今月二十日、排外主義グループが「日韓断交国民大行進」と銘打ち、東京・新宿駅周辺で行ったデモ。約五十人の参加者の一部は「韓国人は敵だ」「在日は犯罪の温床、韓国に帰れ」などと連呼した。

主催者の男性会社員（19）は「対策法の影響は特にない。差別をしていると批判されるが、日本を守りたいという思いで活動している」と話す。

警察庁によると、「右派系市民グループ」によるデモは、昨年七月～今年四月末に三十八件を確認。前年同期の四十件と同水準だった。ヘイトスピーチ問題に詳しい師岡康子弁護士は「当初はヘイトデモ参加者も警戒していたが、理念法の限界が明らかになってしまい、差別扇動が増加している」と嘆く。

ネット上の状況も同じ。一橋大大学院生で在日コリアン三世の梁英聖（リャンヨンソン）さん（35）は「差別の実態はほとんど変わっていない。むしろ悪化している」と断じる。

差別的言動を監視する市民団体「反レイシズム情報センター」代表の梁さんはツイッター上で、「朝鮮人は帰れ」などと陰湿な攻撃にさらされてきた。「外国人全般を差別するのではなく、声を上げる人が狙い撃ちにされている。差別と暴力によって社会を破壊しようとする極右型といえる」と危機感を募らせる。

■試行錯誤

法務省は、サイト運営会社に差別的な投稿の削除を要請したこともあるが、強制力はない。同省は施行一年目に、地方自治体と情報交換会を開き、外国人住民調査を実施。ところが二年目は、これといった施策を打ち出していない。

自治体も、試行錯誤が続く。大阪市は二〇一六年、全国初のヘイトスピーチ抑止条例をつくった。ヘイト発信者の氏名公表が目玉だったが、特定は難航。

川崎市は今年三月末、市の施設でヘイトスピーチが行われる恐れがある場合、事前に利用を制限できるガイドラインを施行したものの、ヘイトデモの常連参加者の利用申請を容認する構えを見せている。

対策法は、憲法が保障する表現の自由を侵害する恐れがあるとして、罰則がない。さらに、保護対象を、適法に居住する外国人に限定し、アイヌ民族など国内のマイノリティーや非正規滞在の外国人を除外している。国連の人権機関は日本政府に、ヘイトスピーチにとどまらず、不動産の賃貸や就業、教育などあらゆる分野での差別を禁じる法律の制定を勧告してきた。

師岡弁護士は「包括的な人種差別禁止法の制定が急務だが、国会の動きは鈍い」と指摘。その上で「自治体が禁止条項や制裁を盛り込んだ条例を制定し、実効性を高める必要がある。法施行二年を機に、差別解消に向けた機運が高まってほしい」と話す。

<ヘイトスピーチ対策法> 国外出身者とその子孫への差別を助長する著しい侮辱などを

「不当な差別的言動」と定義し、「許されない」と宣言。禁止規定や罰則はなく、国や自治体に相談体制の整備や啓発活動の充実を求める。2016年5月24日に成立し、同6月3日に施行された。法務省は「〇〇人は殺せ」「祖国へ帰れ」などの文言や、人をゴキブリなどに例える言動をヘイトスピーチの具体例として提示している。

パネルディスカッション 医療保護入院めぐり討論 NPOや専門家ら /大阪



毎日新聞 2018年5月27日
参加者に医療保護入院について説明するNPOのメンバー=大阪市中央区北浜東3のエル・おおさかで、畠山哲郎撮影

精神科病院への医療保護入院について話し合うパネルディスカッションが26日、大阪市中央区のエル・おおさかであった。同市のNPO「大阪精神医療人権センター」が主催。約200人が参加し、専門家の話に耳を傾け、意見を交換した。

医療保護入院は、精神保健指定医が必要と判断し、家族らの同意が得られれば、本人の同意がなくても精神科病院へ入院させるもの。自身や他人を傷つける恐れのある場合に知事の権限で行う措置入院とともに、精神保健福祉法に基づく強制的な入院制度の一種。

討論では、同センターのメンバーらが「検査や尺度に基づいておらず基準があいまいだ」「ほぼ書類審査のみで、妥当性をチェックする機能が働いていない」と問題点を指摘した。厚生労働省によると、2016年度の医療保護入院届け出数は18万875件。【畠山哲郎】

旧優生保護法 30日に仙台で抗議デモ 支援団体呼びかけ「広く参加を」 /宮城

毎日新聞 2018年5月27日

障害者らに不妊手術を強いてきた旧優生保護法（1948～96年）の問題を巡り、当事者の支援団体や全国の障害者らが30日、仙台市内でデモ行進を行い、同法の違法性を訴える。参加者は300人規模となる見込み。

デモ行進は同日午後1時半から同市青葉区の錦町公園を出発点にして県庁や市役所前などを経由。市内中心部約2キロを1時間半かけて練り歩く。支援団体「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」の杉山裕信・共同代表は「デモを通じて優生思想の問題をアピールする。一般市民にも広く優生保護法について知ってもらいたい」と広く参加を呼びかける。参加希望者は錦町公園に午後1時まで集合。問い合わせはC I Lたすけっと（022・248・6054）。

シンポジウムも

30日はデモ行進に先立ち、同区の市中小企業活性化センターで、シンポジウム「いまこそ優生思想を考える～強制不妊手術の歴史から」（全国自立生活センター協議会主催）が開かれる。同法の下で手術を強制されたとして、国家賠償請求訴訟を起こした県内の60代女性の姉と70代女性らが被害の実態や訴訟までの経緯を報告する。午前10時から。参加費2000円。【遠藤大志】

不妊手術の全国被害弁護団を結成 早期救済求める声明発表へ

河北新報 2018年5月27日

旧優生保護法（1948～96年）下の障害者らへの不妊手術問題で、被害当事者の掘り起こしと支援強化を目指す全国被害弁護団が27日、結成された。最終的に全国で2000人規模となる見通し。東京都内で開かれた結成大会で、政府の責任を問い、早期の謝罪や補償を求める決意声明を発表。既に札幌や宮城、東京の男女4人が国に損害賠償を求め

る訴訟を起こしており、訴訟の拡大などを模索する。

結成大会は、約30人の弁護士が参加。共同代表に就いた新里宏二弁護士は冒頭、「障害者差別だとして96年に法律を廃止しておきながら、国は何の対策も取らなかった。それ自体が人権侵害だ」と強調した。

強制不妊手術で全国弁護団が結成 6月に3次提訴へ 日本経済新聞 2018年5月27日



旧優生保護法に基づいて障害者らに不妊手術が強制されるなどした問題で、「全国優生保護法被害弁護団」が27日、結成された。弁護団には弁護士184人が参加し、6月下旬に新たに4～5人が国へ損害賠償を求める3次提訴を行う方針。これまでに実施した電話相談では、全国から100件以上の相談が寄せられているという。

全国被害弁護団共同代表の新里宏二弁護士(左)は国に対して早期の謝罪と補償を訴えた(27日、東京都中央区)

同日、東京都内で結成集会が開かれ、弁護団の共同代表に新里宏二弁護士と西村武彦弁護士が就任。集会では声明を公表し、国に対して被害者への謝罪と補償に加え、不妊手術が容認されてきた経緯の実態を調べる検証委員会の設置を求めた。

新里弁護士は「1996年の母体保護法への改正後も国は謝罪も補償もせず放置を続けてきた。救済の受け皿をつくるための大きなきっかけにしたい」と訴えた。

集会では精神科医の岡田靖雄さん(87)が講演し、約50年前に都内の精神科病院に勤務していた際、不妊手術の申請や施術に関与した経験を説明。「当時手術に関わった人は表に立って説明してほしい。歴史に関わった以上は責任をもつべきだ」と呼びかけた。

強制不妊、新たに914人特定 本社調査 なお7割不明 朝日新聞 2018年5月28日 弁護団を結成し、救済に向けた活動方針を語る共同代表の新里宏二弁護士(左) = 27日、東京都内



旧優生保護法(1948～96年)のもと、障害者らに不妊手術が強制された問題で、朝日新聞が今月、2回目の全国調査をした結果、個人を特定できる資料が11都道府県で新たに914人分見つかり、29都道府県で4773人分に増えた。国が把握する手術人数1万6475人の約3割にあたるが、7割はなお不明。被害者救済を求め27日、弁護士184人からなる全国弁護団が結成された。

個人を特定できる資料は補償や救済をするうえで重要で、一部の自治体は提訴などの動きを受け、医療機関、公文書館などを自発的に調査している。また、超党派の国会議員らの働きかけを受けた厚生労働省も3月に各自治体に資料保存を呼びかけ、6月末までの報告を求めている。

こうした中、朝日新聞は今月中旬、改めて全都道府県に個人資料の有無を尋ねた。2月末から3月中旬に調査した前回は、個人資料があると回答したのは26道府県計3861人分で手術人数全体の2割だった。

強制不妊件数 神戸市と姫路市の統計、県上回る 神戸新聞 2018年5月28日

旧優生保護法(1948～96年)に基づき障害者らに不妊手術が繰り返されていた問題で、神戸市と姫路市がまとめた当時の統計の件数が、兵庫県の統計と食い違うことが神戸新聞社の調べで分かった。理由は不明だが、神戸や姫路単独の件数が県全体を大幅に上

回っている年があり、兵庫を網羅しているはずの県統計より、実際はさらに多くの手術が行われていた可能性がある。ただ基礎資料となる統計が定まらない上、手術を受けた個人を特定する記録も県内各市町で見つかっておらず、行政による実態解明は進んでいない。

(まとめ・田中陽一、田中宏樹)

旧法では知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に不妊手術を容認。本人同意がない場合も医師が必要と判断すれば、各都道府県の「優生保護審査会」の決定に基づき強制手術を可能としていた。

厚生労働省の資料と県の「衛生統計年報」を基に神戸新聞社が集計したところ、県内では49～78年の30年間に少なくとも349件の強制手術が行われていた。しかし、当時保健所のあった神戸、姫路両市の年報を調べると、76年は神戸で「26件」と記録されていたが県の年報では1件、56年は姫路で「23件」だったが県では15件と大きく矛盾していた。両市の記録が正しければ、県全体の件数はさらに増えることになる。

ただ神戸市の担当者は「基になった資料がなく、当時を知る職員もいない。(県統計と)食い違う原因は分からない」。姫路市も「現時点の資料としては統計が全て。正確性も含め検証できない」と話す。

神戸では56、57、65、75、76年の年報に強制手術の件数が残され、計53件。姫路では55～57年の3年間で計28件が計上されていた。これ以外に、統計の書式に強制手術の欄が設けられていない年もあるが、実際に手術が1件もなかったのか、統計の対象から外されていたのかは分からない。

厚労省は4月下旬、被害実態を把握するための調査範囲を全国の市町村に広げ、関連資料がある場合は保存を要請したが、今のところ県内全41市町とも個人の特定につながる記録は見つかっていない。多くの自治体が「かつてあったとしても、保存期限切れや自治体合併の影響で既に廃棄されている」との見方を示す。

一方で、手術を受けたとみられる個人名記載の資料が役所以外で保管されているケースもあり、東京で都立病院、茨城県では障害者支援施設から見つかった。西脇市の市立西脇病院も「当時なら紙のカルテが残っている可能性はある。指示があれば調べる」とする。

市川町は「文書の検索システムでは見つからず、保存されている可能性は低い」とする一方、「調査の要請があれば補正予算を組み、町広報やチラシで情報を募る方法なども考えられる」としている。

■自治体にも責任、独自調査を

【立命館大学生存学研究センターの利光恵子客員研究員の話】自治体の記録と厚生労働省の資料とで手術件数が異なるケースが相次いでおり、正確な数字を把握していなかった国の姿勢には憤りを感じる。ただ自治体にも手術を積極的に進めた責任がある。実態を明らかにするため、自治体は医療機関や福祉施設にまで範囲を広げて調査すべきだ。第三者的な検証委員会の立ち上げや、当時働いていた職員や医師らから聞き取りをすることも必要。第三者委があれば被害者からの相談にも対応ができ、弁護士との連携が取りやすくなることも考えられる。

【旧優生保護法】「不良な子孫の出生防止」を掲げ1948年に施行され、障害などを理由に本人同意のない不妊手術を認めた。ハンセン病患者も同意に基づき手術された。国は当時、身体拘束やだました上での手術も容認する通知を出していた。96年に差別的条項が削除され、母体保護法に改正された。国会では超党派の議員連盟が発足するなど救済の動きがあり、これまでに計4人が損害賠償を求めて国を提訴。さらなる広がりも見込まれている。

	兵庫県	神戸市	姫路市
1955年	25	0	1
56年	15	4	23
57年	17	13	4
65年	2	2	記述なし
75年	13	8	記述なし
76年	1	26	記述なし

※神戸市や姫路市の年報で強制手術が確認できた年のみ記載。県は県全体、神戸、姫路は各市の件数

強旧
制優
生保
護法
に基
づく
手術
件数

成年後見、使い込み防げ 静岡で全国初「後見支援預金」 朝日新聞 2018年5月27日



「後見支援預金」の仕組みづくりにかかわった沼津信用金庫相談センターの海田新也さん（左）＝21日午後3時20分、静岡県沼津市高島町

認知症などで判断能力が不十分な人に代わり、家庭裁判所が選任した親族や弁護士らが財産管理などをする成年後見制度。高齢化でニーズが高まる一方、後見人による使い込みも後を絶たない。静岡県内の12信用金庫は昨年、預金の引き出しなどに家裁の指示書が必要とする「後見支援預金」を全国で初めて開始。財産を守る取り組みとして注目を集めている。

「後見人の不正を防いであらうと、身近な信金の窓口で相談してもらえ。そんな使いやすい仕組みを作りたいと思った」。沼津信用金庫相談センターの海田新也副部長は、後見支援預金の狙いをそう話す。

判断能力が不十分な人の財産を守るため、民法改正で成年後見制度ができたのは2000年。だが、当事者である後見人が財産を使い込む事例などが、相次いで表面化した。その対策として信託銀行は12年、家裁の指示書がなければ、後見人であっても生活費以外の預金を引き出したりできない制度をつくった。

一方で利便性に課題もあった。信託銀行の支店は県内だと静岡市など3市に4行計7支店しかなく、金額も1千万円以上でないと信託できなかった。親族が後見人だった場合でも、信託の開始時には弁護士ら専門職の後見人が選任され、信託報酬と専門職への報酬などが必要になった。

そうした中、「多くの人が使いやすい仕組みを作ろう」と海田さんたちが考案したのが後見支援預金だった。1円から預金口座を作れるうえ、身近にある信金の窓口で相談ができる利点がある。

昨年7月、県内12信金の409カ所の支店で取り扱いを始め、今年3月末時点で件数は209件、金額だと約52億円に上る。全国信用金庫協会によると、静岡発の取り組みはほかにも5都県で導入され、さらに広がっているという。

静岡家裁によると、財産の使い込みなどが発覚し、後見人の解任・辞任に至ったり、別の後見人が追加で選定されたりする事例は県内で毎年10～20件ほど起きており、昨年は12件あったという。

県内約10人の後見人などを務める伊藤悠理弁護士は昨年8月から後見支援預金を使い始めた。「手続きもそれほど手間ではなく、ご家族により安心してもらえる」と話す。

海田さんによると、弁護士ら専門職の後見人が、従来の銀行口座で管理していた預金を後見支援預金に移す事例は増えてきているという。「新たに広がる後見支援預金の仕組みが、成年後見制度自体を多くの人に利用してもらおう手助けになればうれしい」と海田さんは話す。

不正を防ぐ取り組みは他にも始まっている。県弁護士会は、後見人に選任された弁護士に後見監督人という別の弁護士をつけ、不正がないかチェックすることを奨励。司法書士でつくる「成年後見センター・リーガルサポート」や行政書士の「コスモス成年後見サポートセンター」では、後見人を務める会員に契約内容や預金の収支を定期的に報告するよう義務づけたうえで、情報を管理する仕組みづくりを進めている。（宮川純一）

成年後見制度とは 成年後見制度は、認知症や知的障害といった理由で十分な判断能力のない人が、財産管理や契約などで不利益を受けないよう保護する狙いでつくられた。家庭裁判所が成年後見人を選任する法定後見制度と、本人が判断能力があるうちに代理人（任意後見人）と契約を結ぶ任意後見制度がある。法定後見制度は、判断能力の程度で後見、保佐、補助の三つに分けられる。静岡家裁によると、県内の成年後見制度の利用者は昨年

末時点で 6361 人。後見人の選任は毎年 1 千件以上に上り、昨年は 1148 件だった。昨年、法定後見人となった人の立場や肩書は、親族が 26%で、司法書士 31%、弁護士 22%、社会福祉士⑩%だった。被後見人は法定・任意を合わせて認知症が 64%、知的障害が 10%、統合失調症が 9%だった。

「分身ロボット」で教室と交流 心臓病の子、経験重ね成長＝鳥取支局・小野まなみ



毎日新聞 2018年5月27日
タブレット端末で分身ロボット「OriHime (オリヒメ)」を操作する加藤愛美さん(右)＝鳥取県米子市で、小野まなみ撮影

＜談論“西”発＞

病気や障害で思うように登校できない児童らのため、“分身ロボット”を通じて教室と交流する珍しい取り組みが、昨年度から鳥取県の3校で試験的に始まった。ロボットはテレワーク(在宅勤務)などにも用いられているが、学校ではどのように“分身”になったのか。

導入校の一つ、県立皆生(かいけ)養護学校(特別支援学校、同県米子市)で、児童の変化や関係者の試行錯誤を追った。

自宅で終業式に参加

「数の勉強を頑張りました」。今年3月20日、皆生養護学校3年だった加藤愛美(ことみ)さん(9)は自宅で声を弾ませた。「終業式」が開かれている教室に置いた分身ロボット「OriHime (オリヒメ)」をタブレット端末で操作。画面の向こうにいる教師にこの1年間を報告し、もう一人の同級生男児には「(4年生になっても)仲良くしてください」と話しかけ、どこか誇らしげな表情で締めくくった。



重い心臓病がある加藤さんは、感染症のリスクなどから外出が限られている。多くて週1回の登校以外、教員が自宅に来て授業をする訪問教育のみだったが、昨夏にオリヒメが導入され、ほぼ欠席していた行事にも参加できるようになった。鳥取県内の学校3校に導入されたオリヒメ＝鳥取県米子市で、小野まなみ撮影

オリヒメは人間の上半身を模した形状で高さ21・5センチ。カメラやマイクを搭載し、遠隔操作によって離れた場所の様子を見聞きたり、自身の声を届けたりすることができ、首や腕を動かして相手に分かりやすく意思表示することも可能だ。テレビ電話と異なり、操作側の様子は相手に見えず、入院や療養中の姿を見られたくない場合も安心して使える。

2月に6年生の卒業を祝った会でも、オリヒメを使って在校生の輪に加わった加藤さんは、先輩たちが入退場する際に「手」をたたき、名前を呼ばれると「腕」を挙げた。一生懸命練習した歌も、皆と一緒に歌えた。

国内外10校で導入

オリヒメは「オリィ研究所」(東京都三鷹市)が開発した。きっかけは、吉藤健太朗代表(30)と取締役最高執行責任者(COO)の結城明姫さん(27)が、それぞれ学生時代に経験した入院生活だ。「学校にもう一人の自分を置いて、入院中も友達とつながりを持たせたら」――。思いが一致した2人は開発を進め、2009年に初代オリヒメを完成させた。その後も改良を重ね、表情を変えたり腕を付けたりして現在の形になった。今では、会話が難しい難病患者が視線で選択した文字を入力できるソフトと併用することで、意伝達をしたり、テレワークでも活用したりするなど全国で260台以上が使われている。

児童らに交じるオリヒメ。加藤愛美さんが操作していることが分かるよう、写真と名前の書かれた紙も張られた＝鳥取県米子市の県立皆生養護学校で、小野まなみ撮影

鳥取県では、県と日本財団の共同プロジェクト「難病の子どもと家族を支えるプログラム」の一環として、15年度から県と県教委、財団が情報通信技術（ICT）機器を使った遠隔学習を計画。2年ほどかけて導入にこぎつけた。難病の子どもへの支援団体「つなぐプロジェクト」（米子市）がオリヒメをレンタルし、財団側が費用を助成する形でスタート。昨年夏、県立鳥取養護学校、米子市立就将（しゅうしょう）小学校も含めて計3台が配備された。他に国内外の7校で使われているが、教育委員会が関わる例は鳥取県が全国で初めてだった。



17年度途中での導入となったが、関係者らは運用と並行して検証委員会を開いて効果を確認する、いわば「走りながら考える」方法で改善を重ねた。

ただ、既に各学校で組まれたカリキュラムや学習目標を変えることはできず、結局、加藤さんが昨年度、オリヒメを使えたのはわずか4回。途中3カ月ほど期間が空いたこともあった。昨年11月に初めて授業で使った日は、映像や音声が入るなど不具合も生じた。それでも同世代の子どもたちと交流する時間が増え、今まで出られなかった行事に参加できたことは大きな経験になったと、加藤さんの母（43）は考える。「昨年までは参加できずもどかしかったが、今年は参加できた。なじみの学校で友達と『今』を経験して、一つ一つの出来事が自分の中でつながっていくことが大事なんです」

可能性広げる手段に

世界保健機関（WHO）が提唱する障害の概念「国際生活機能分類（ICF）」では、障害は個人の心身機能面だけでなく、社会環境が影響しているとしている。鳥取県教委特別支援教育課の野口明紀指導主事は、オリヒメには障害を持つ人を周囲の社会とつなぐ作用があると説明する。国連の障害者権利条約に明記された、精神的・身体的な能力の発達や自由な社会への参加を促す役割が果たせるといふ。野口主事は「バリアーを取り除き、参加できるための基盤を整える。オリヒメは、その選択肢の一つになり得る」と訴える。

3校の試行で、同世代との交流や、さまざまな体験をロボット経由でも積み重ねることで社会性が高まり、成長・発達に一定の効果があつたと認められた。オリヒメは今年度も引き続き3校で使われることになり、台数は倍の6台になる。これまでよりも多様な場面で、より多くの児童生徒の“分身”となることが期待される。皆生養護学校では、加藤さんが引き続き使用する以外に、分校との交流や校外学習で使うことも想定する。

「つなぐプロジェクト」の今川由紀子代表はオリヒメのようなロボットについて、将来的には学校にとどまらず、卒業後も家庭や地域で使えるような仕組みづくりの必要性を提唱する。「医療の発達で、重度障害のある子どもも学校に行けるようになってきた。その子どもたちが成長して大人になっていく、それを支えていく必要がある」と訴える。

今回のプロジェクトは今年度で終了する。来年度以降を見据え、予算化や恒久的な制度作りのため今川さんや県教委が奔走している。県外の学会での成果発表も予定しており、社会とのつながりが、子どもたちの成長や発達に欠かせないことを広める考えだ。

さまざまな場面で活躍するオリヒメ。特に社会との接点が少なくなりがちな障害や病気のある子どもたちにとって「窓」としての役割は大きいだろう。ただ、機器はあくまで手段に過ぎない。これをきっかけに、障害への理解や、障害のある子どもたちの可能性がもっと広がっていくことを期待したい。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行